

## 監査・ガバナンス研究部会（第205回）議事録

日時：平成26年12月19日（金）15:00～17:00

場所：学士会館309号会議室

出席者：今井、上原、大関、岡本、河口、勝田、嶋多、浜辺、中嶋、林、日向、山本、山脇、井上（文責）

### 【報告事項】

新入部会員の岡本展幸氏の入会承認のあと、今井部会長より、学会第142回理事会の報告があった。

### 【定例研究発表】

#### 1 国立銀行条例と旧商法に学ぶ（上原利夫部会員）

##### <概要説明>

- 明治5年の国立銀行条例により、翌年開業した第一国立銀行は、アメリカの制度を真似た紙幣発行の民間銀行であり、わが国最初の法令による株式会社であった。最高意思決定機関たる株主総会のもと任期1年の取締役が選挙され、取締役の互選により頭取が選ばれた。計算書の検査報告は取締役の中から選ばれる検査掛が担当した。
- 国立銀行条例はアメリカ法を母法とするが、一方商法に関するロessler草案は、イギリスやフランスの会社法を参照しつつアメリカ法の影響を受けていた。したがって、ロessler草案を国立銀行条例と比較すれば、監査役以外にあまり差は見られない。
- 旧商法（明治26年）では、株式会社の設立は免許制、監査役は必要機関とした。監査役を二人以上にしたことにより、監査役間で意見が分かれたときは、そのまま株主総会に提出する独任制となった。
- 新商法（明治32年）では監査役の権限を縮小した。旧商法の監査役の職分は、①取締役の業務執行が法律、命令、定款及び総会の決議に適合するか否かを監視する、②計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、利息又は配当金の分配案を検査し株主総会に報告する、③会社の為に必要または有益と認めるときは総会を招集する、であったが、新商法では旧商法の③の「会社の為に必要又は有益」が削除され、「監査役は株主総会を招集する必要ありと認めるときは其の招集をなすことを得」に変わった。これでは総会招集の理由が曖昧になり、監査役の妥当性監査の排除につながった。
- 監査役による妥当性監査は取締役の経営判断に触れるものであるが、リスク回避のために有益な意見は、会社の為に必要であるから、監査役は発言すべきである。ところが、この種の発言は取締役にとって聞きたくないものもあろう。ここに社外取締役の出番がある。平成26年の法改正で社外取締役が実質的に導入されたが、ガバナンス強化の方法として期待される。

##### <討議・意見>

- 監査役の妥当性監査というのは一般に取締役から認められにくく、実際は無理なのではないか？ 特に経営戦略等の論議において監査役がこれに口をはさめるのか？
- 取締役が上程する経営戦略や具体的施策でもコスト面等妥当性に問題があれば、監査

役として指摘しなければならない。

- 過去の裁判例（例えば大和銀行、ダスキン）では、監査役が妥当性監査にまで踏み込まなかったがゆえに責任を追及されているものがある。監査役実務は学説をすでに超えている。

## 2 監査役の会社に対する責任に関する判例動向（浜辺陽一郎客員部会員（弁護士））

### <概要説明>

- 監査役の会社に対する責任に関する判例の具体的な解説があった。
  - ・ オリンパス巨額損失隠し（第三者調査委員会見解）
  - ・ 山陽特殊製鋼紛飾決算
  - ・ ニイウスコー監査役に対する金商法の虚偽記載責任訴訟
  - ・ 監査法人トーマツに対するナナボシ粉飾決算事件
  - ・ ライブドア株式一般投資家訴訟
  - ・ 大和銀行ニューヨーク支店損失事件に係わる株主代表訴訟
  - ・ ダスキン（ミスタードーナツ）無許可添加物入りの肉まん事件
  - ・ セイクレスト社役員責任査定決定に対する異議の訴え事件
  - ・ 元常勤監査役が元秘書名義を利用してインサイダー取引を行った事件・・・・・・・・

### <討議・意見>

- 取締役の違法行為があっても監査役がそれを見抜けなかったとしても、監査が日本公認会計士協会の定めた実務指針や日本監査役協会の監査役監査基準に準拠して行われていれば、会計監査人や監査役の責任を否定する判例が出ている。きちんとした監査を行う重要性を示しているが、一方事案によってはそれで済むのかという思いもある。
- 仮に監査役の監査が甘いとしても、会社の規模や業容によってはその程度でいいという判断もあるようだ。
- オリンパスの例では、監査法人のあずさや新日本に責任はないのか？
- 監査法人は監査して指摘する義務はあるが、監査役と違って業務の差し止め権限までは持たない。オリンパスの事例では監査法人は問題指摘を行っているから責任を問われていない。監査役については未公表の多額の損失の存在を知らながら、何ら調査報告を行わなかったということで善管注意義務に違反しているとされている。
- セイクレスト社の判決では、「監査役監査規程に明示された如く、監査役には、取締役会に対し代表取締役による資金流出を防止するためのリスク管理体制の構築義務違反があることを勧告する義務、代表取締役の解任を求めて臨時株主総会を招集するよう勧告する義務があったが、これを怠っていた」として監査役に任務懈怠ありと認定しているが、監査役の義務として現実離れした厳しい判断だ。  
一方、監査役の義務（権限）として、社長の解任を含めた取締役会の監督機能の監査（実質的解任請求権）を明確に認めている。この事例においては、社長の暴走が問題となり、内部統制にも重大な欠陥があったのに、監査報告に何らの指摘もしておらず、重大な過失を認めても良かったのではないかという会社法学者もいる。
- 監査役には取締役の業務執行を監視する義務があるから、問題があるのに、何もしなければ責任を問われるということであろう。

【次回開催日】1月16日（金）午後3時 学士会館310会議室